

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第33号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（<u>平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号</u>。以下「省令」という。）及び新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者が提出する申請書には、法第4条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のうち認定を受けようとする類型</p> <p>(2) (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園又は保育所等の名称及び所在地、<u>(幼保連携型認定こども園の場合にあっては、所在地)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽微な変更)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（<u>平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号</u>。以下「省令」という。）及び新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者が提出する申請書には、法第4条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>幼保連携型認定こども園</u>、<u>幼稚園型認定こども園</u>、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のうち認定を受けようとする類型</p> <p>(2) (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第4条 法第7条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園又は保育所等の名称及び所在地</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽微な変更)</p> |

第5条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 条例別表第1備考第1項第1号に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(2) 条例別表第1備考第1項第2号イに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(3) (略)

2 省令第28条第2号の知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

(報告)

第6条 省令第29条の知事の定める日は、毎年5月31日とする。

2 省令第29条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

3 省令第29条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

4 省令第29条の報告書には、認定こども園の運営に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 条例第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(職員配置)

第8条 条例別表第1の1の項第1号の規則で定める計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を20で除して得た数

(4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数

第5条 省令第6条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 条例別表備考第1項第2号に該当する幼保連携型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(2) 条例別表備考第2項第1号に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(3) 条例別表備考第2項第2号イに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(4) (略)

2 省令第6条第2号の知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

(報告)

第6条 省令第7条の知事の定める日は、毎年5月31日とする。

2 省令第7条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

3 省令第7条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

4 省令第7条の報告書には、認定こども園の運営に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 条例第4条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(職員配置)

第8条 条例別表1の項第1号の規則で定める計算方法は、第1号から第5号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上の短時間利用児の数を35で除して得た数

(4) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の長時間利用児の数を20で除して得た数

(5) 認定こども園に在籍する満4歳以上の長時間

(施設設備)

第9条 条例別表第1の3の項第1号の規則で定める場合は、引き続き2年以上次の各号のいずれにも該当している場合とする。

- (1) (略)
- (2) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等(法第3条第4項第1号ロに該当する連携施設を除く。)に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。

(3)・(4) (略)

2 (略)

第10条 条例別表第1の3の項第2号の規則で定めるものは、法第4条第1項の規定による申請の際設置後相当の期間を経過している幼稚園又は保育所等(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)とする。

(屋外遊戯場)

第11条 条例別表第1の3の項第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 条例別表第1の3の項第5号の基準を満たす場所であること。

2 (略)

(教育及び保育の内容)

第12条 条例別表第1の4の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領及び厚生労働省の保育所保育指針に基づくこと。
- (2) 認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前の全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供の2つの機能が一体として展開されること。
- (3) 認定こども園は、次に掲げる目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。

ア～カ (略)

(4) (略)

利用児の数を30で除して得た数

(施設設備)

第9条 条例別表3の項第1号の規則で定める場合は、引き続き2年以上次の各号のいずれにも該当している場合とする。

- (1) (略)
- (2) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等(法第3条第4項第1号ロに該当する幼保連携施設を除く。)に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。

(3)・(4) (略)

2 (略)

第10条 条例別表3の項第2号の規則で定めるものは、法第4条第1項の規定による申請の際設置後相当の期間を経過している幼稚園又は保育所等(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)とする。

(屋外遊戯場)

第11条 条例別表3の項第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 条例別表3の項第5号の基準を満たす場所であること。

2 (略)

(教育及び保育の内容)

第12条 条例別表4の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領及び厚生労働省の保育所保育指針に基づくこと。
- (2) 認定こども園における教育及び保育は、就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供の2つの機能が一体として展開されること。
- (3) 認定こども園は、次のアからカまでに掲げる目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。

ア～カ (略)

(4) (略)

(5) 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮すること。

ア 施設の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間（教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児に共通の利用時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力（以下「子育て力」という。）を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(6) 認定こども園における教育及び保育は、前号の認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。

(7) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

ア 教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児が在籍していることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。

イ (略)

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定する等の工夫をすること。

エ (略)

(8) 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊

(5) 認定こども園における教育及び保育は、次のアからエまでに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものであること。

ア 施設の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活様式を反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間（短時間利用児及び長時間利用児に共通の利用時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てに関する能力（以下「子育て力」という。）を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(6) 認定こども園における教育及び保育は、前号の認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。

(7) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次のアからエまでに掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

ア 短時間利用児及び長時間利用児が在籍していることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。

イ (略)

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくこと。

エ (略)

(8) 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊

劇場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から小学校就学前の様々な年齢の子どもの発達の特徴を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもが在籍していることを踏まえ、家庭、地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場及び家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の適切な調和等の工夫をすること。

ウ・エ (略)

(9) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特徴及び課題に十分留意すること。特に、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ・オ (略)

カ 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子ども及びとらない子どもが在籍していることにも配慮すること。

キ 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なる

劇場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次のアからエまでに掲げる事項に留意すること。

ア 満3歳未満の子どもを含む就学前の様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特徴を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異なる年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもが在籍していることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場及び家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ・エ (略)

(9) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のアからコまでに掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特徴及び課題に十分留意すること。特に、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。

ウ 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが1つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ・オ (略)

カ 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子ども及びとらない子どもが在籍していることにも配慮すること。

キ 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違

ること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ (略)

コ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(10) 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図ること。

ア (略)

イ 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童の交流並びに認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第13条 条例別表第1の5の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(子育て支援)

第14条 条例別表第1の6の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(情報公開)

第15条 条例別表第1の7の項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

があること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ (略)

コ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(10) 認定こども園は、次のアからウまでに掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図ること。

ア (略)

イ 小学校教育との連携及び接続においては、地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童の交流並びに認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第13条 条例別表5の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(子育て支援)

第14条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(情報公開)

第15条 条例別表7の項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。